

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 アンビカ・ブダ・シン

被 告 国 外1名

原告第3準備書面

2019年8月23日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士 鬼 束 忠 則
同 小 川 隆太郎
同 橘 真理夫
同 (主任) 川 上 資 人

原告は、被告東京都準備書面(2)及び被告国準備書面(2)に対して、以下のとおり反論する。

第1 戒具解除と死亡との因果関係

1 アルジュンの死亡時刻について

原告は、アルジュンの死亡時刻について、医学的所見(甲7)に基づき、最後に心臓停止が生じた本件当日午前11時34分であると主張している。

被告らにおいては、当該原告主張に対する認否を明らかにされたい。また、否認するのであれば、その理由について医学的根拠に基づいた反論を行うよう求める。

2 全ての戒具の解除時期について

被告東京都は、「原告の主張する本件当日午前11時34分を亡アルジュンの死亡時刻とした場合であっても、標準手錠及び新型捕縛等装着していた全ての戒具の解除は、同人が意識を消失し、脈の確認も取れなくなった後に行われている」などと主張する（被告東京都準備書面（2）2～3頁）。

しかし、原告代理人らが、2018年3月9日に警視庁の松浦稔警部及び藤田友幸警部補から受けた説明によれば、検察官取調べ中の本件当日午前11時頃にアルジュンが白目をむきぐつたりとなった後、午前11時19分にドクターが到着するまでの間に、アルジュンの標準手錠及び新型捕縛等装着していた全ての戒具を解除したことであった。つまり、アルジュンの全ての戒具の解除は、アルジュンの死亡時刻である午前11時34分よりも前であるという説明であった。

前回期日における被告東京都の説明によれば、被告東京都は氏名不詳の関係者から聞き取った内容を根拠に上記主張を行っており、客観的証拠は有していないとのことである。

被告東京都の聞き取り内容が事実だとすれば、警視庁は原告代理人らに対して虚偽説明を行ったということになるが、被告東京都として、全ての戒具を解除したのは本件当日午前11時34分より後であるとの上記主張を維持するのか再度事実関係を確認の上、回答されたい。

3 「鑑定書追補」（甲7）について

被告東京都は、鑑定書（甲1）における「緊縛が解かれ、死に至るまでの時間はケースバイケースであるが、経験則上、少なくとも30分以内に生じる」との医師の所見は、「亡アルジュンに装着された戒具が、ベルト手錠のほか、両足首及び両膝を拘束するものであったこと、当該戒具が長時間にわたって使用されていたこと、送検前に一部の戒具を解除し、送検後にすべての戒具を解除したことを前提として述べられたものであるから（甲1号証4及び5ペー

ジ）、緊縛部位や緊縛時間、段階的解除という前提条件については、甲1号証と甲7号証において変わるものではなく、この点に関する原告第1準備書面における主張が、容易に信用できるものではないことは明らかである。」などと主張する（被告東京都準備書面（2）3～4頁）。

しかし、被告東京都の上記主張は失当である。鑑定書（甲1）の「緊縛が解かれ、死に至るまでの時間はケースバイケースであるが、経験則上、少なくとも30分以内に生じる」との医師の所見は、本件のアルジュンの具体的緊縛状況を前提としたものではなく、挫滅症候群について一般論として述べられたものに過ぎず、被告東京都の上記主張は前提において誤りがある。

4 病院収容時の血液所見について

原告が提出したアルジュンの画像および被告から提出された留置施設内の動画によって、アルジュンに対し、警察による四肢及び体幹の緊縛が行われたことは確実であり、これによって筋組織が壊れ、筋挫滅症候群が生じたことも明らかである。

また、病院収容時の血液所見から導かれるのは、強い緊縛が加えられたという、血液生化学的な客観的事実であり、また、死の原因は、高カリウム血症と高ミオグロビン血症という事実である。カリウムとミオグロビンは、普通に体の筋肉中にある物質であるが、身体が普通の状態であれば、大量に血液中に出てくるものではない。これらの物質が大量に血液中に出てくるということは筋肉が挫滅により壊れ、筋肉中に存在していたカリウムとミオグロビンが大量に血液中に出てきたということである。警察によりアルジュンの身体に加えられた外力は、四肢及び体幹の緊縛である。これらがアルジュンにおこったのであれば、四肢体幹の緊縛を原因として、筋肉が壊れ、壊れた筋肉からカリウムとミオグロビンなどの物質が出てきたのである。緊縛を継続していた事実は警察からも説明されており、その結果である筋肉系酵素値の著明な上昇や、死をもたらす程度の、高カリウムと高ミオグロビンが認められているのであるから、

医学常識的には緊縛と死との因果関係は 100% あるというべきである。医学的に、これらの異常上昇は死をもたらす原因となることは十分に知られている。アルジュンのカリウム値は 8.2 であり、これは突然死を招きうる値である。従って、筋挫滅と高カリウム血症には、確固たる因果関係に基づく事実があるのである。

しかし、被告らは、このように血液生化学的に見て客観的事実について、医学的な論拠をもって反論出来ていない。緊縛があって筋肉が壊れたという客観的事実があり、その結果死を招く量を超える、高カリウム、高ミオグロビンが血液中に認められているのであるから、ここで被告が、その緊縛時間の時間であるとか、その長短について、十分に確認もされていないことを根拠として反論しても、アルジュンに死をもたらした高カリウム、高ミオグロビンの存在の事実を打ち消すことは絶対にできない。

本件では司法解剖も行われているのであるから、その結果も提示の上、包括的な医学的な論拠に基づいて反論を行うべきで、無意味な反論のための反論は行うべきではない。

第2 国賠法上の違法性

1 はじめに

被告東京都は、同書面 4 頁から 12 頁にかけて、「(1) 告知書の提示状況」、「(2) 亡アルジュンの言語能力」、「(3) 原告の（ママ。「亡アルジュン氏」の誤り。）暴れ」、「(4) 戒具使用時の状況」の 4 つの理由を挙げ、刑事収用施設法（以下、「同法」という。）213 条 1 項 2 号該当性を認めた留置課員の判断に誤りはないから、留置課員の対応に国賠法上違法な点はない、と主張する。

同法 213 条 1 項は、「留置担当官は、被留置者を護送する場合又は被留置者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定め

るところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。」とし、2号は「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」とする。

したがって、被告東京都の立論によれば、国賠法上違法な点はない、と主張するためには、上記「(3)原告の暴れ」の点が必要不可欠であり、上記(1)および(2)の点は副次的な論点にすぎない。それにもかかわらず、被告東京都が「原告の暴れ」を冒頭(1)ではなく、「(3)」に持ってきたのは、自身の立論における重点を把握していないか、「暴れ」について自身の主張が薄弱であることを自ら認めているかのどちらかである。

2 「(3)原告の暴れに関する原告の主張について」について

亡アルジュン氏が「暴れた」という被告東京都の主張については、結局、「被告都準備書面(1)第2、6で述べたとおり」(同書面7頁)とするのみである。しかし、原告は第1準備書面の6頁から10頁(第1、2、(6)のアからキ)において、既にかかる主張が全く根拠のない主張であることを詳細に指摘している。

(1) 「ア 戒具使用前の原告の暴れについて」について

ア 「(ア)」について

被告東京都の「自身の両腕を振り上げるなどして抵抗しており(丙5号証動画2(6:50:20~25))」(同書面7頁)という主張は全くの誤りである。

まず、被告東京都は、自身の準備書面(1)において、亡アルジュン氏が「両腕を振り上げて暴れ」(準備書面(1)18頁)たのは「丙5号証動画2(6:50:18)」であると明記している。したがって、亡アルジュン氏が両腕を振り上げて暴れたとして、「6:50:20~25」とする同書面7頁の主張は被告東京都自身の主張とも矛盾する誤った主張である。この点からも、そもそも被告東京都自身が亡アルジュン氏が「両腕を振り上げて暴れ」たと

いう事実を把握できておらず、被告東京都の、亡アルジュン氏が「両腕を振り上げて暴れ」たとの主張は事実に基づかないものであることが示されている。

次に、そもそも被告東京都が亡アルジュン氏が「両腕を振り上げて暴れ」たと指摘する、丙5号証動画2の6：50：18、又は6：50：20～25を確認しても、亡アルジュン氏が「両腕を振り上げて暴れ」た様子は確認できない。

したがって、丙5号証のどこにもアルジュン氏が両腕を振り上げて暴れたという事実は確認できず、アルジュン氏が暴れたという事実は認められない。

イ 「(イ)」について

確かに、丙5号証動画2の06：49：30には、亡アルジュン氏が左手で居室の扉を掴んで居室とは反対側に行こうとしている様子が記録されている。しかし、この直前にアルジュン氏は留置課員から頸部後部をつかまれ羽交い絞めにされそうになっており、そのような制圧行為からなんとか逃れようとしているにすぎず、これをもって「暴れた」と評価することはできない。

そもそも、この直前に亡アルジュン氏は自ら布団をもって外に出ようとおり、その布団をどこに置いたらいいのかわからずに右往左往しているように見えるが、逃亡や抵抗を企てているようには全く見えない。仮に、逃亡しようとしていたのだとすれば、亡アルジュン氏は走るなどしていたはずであるが、ゆっくりと歩いて後ろを振り返るなどしており、逃亡や抵抗などの行為は認められない。

したがって、被告東京都は留置場の規則を理解できずに右往左往している亡アルジュン氏に対して、言語によるコミュニケーションを図るべきだったのであり、丙5号証動画2に記録されているように亡アルジュン氏は頸部を後ろからつかまれる制圧行為から逃れようとしているにすぎず、暴れてはいない。

ウ 「(ウ)」について

被告東京都の主張は、丙5号証動画2に照らし、全く事実に反するものである。

上記の通り、原告は第1準備書面の6頁から10頁（第1、2、(6)のアからキ）で詳細にその誤りを指摘している。本項の亡アルジュン氏が「体当たり」をしたという点についても第1準備書面の9頁にてその事実が確認できないことを詳細に指摘済みであり、ここでは繰り返さない。

エ 「(エ)」について

被告東京都は、亡アルジュン氏が居室から保護室に連行されるまでの間は、動画に記録されていないが、亡アルジュン氏が、「保護室に収容された直後に、留置課員につかまれている腕を振り回して抵抗している状況からすれば（丙5号証動画5（6：51：30～36））、居室から保護市まで連行される間においても、両腕を振り上げるなどして抵抗したことが強く推認されるものというべきである」と主張する。

しかし、被告東京都が指摘する丙5号証動画5の6：51：30～36において、亡アルジュン氏が「腕を振り回して抵抗している」様子を認めることはできない。したがって、被告東京都の推論はその根拠を欠き成立しない。

また、そもそも亡アルジュン氏がその他の動画において両腕を振り上げて暴れている様子が一つも確認できることから、亡アルジュン氏が居室から保護室に連行されるまでの間にのみ両腕を上げるなどして暴れていたなどとする被告東京都の主張を認めることはできない。

(2) 「イ 戒具使用後から保護室を出るまでの原告の暴れについて」について

ア 「(ア)」について

被告東京都は、①「全身を動かし続けて戒具を外そうとしたり」、②「緩んだ戒具を装着し直そうとした際にも、足を折り曲げたり体を反転させて抵抗し、再度戒具を外そうとしたり」、③「果てには保護室の壁面や出入口の

扉に頭を擦りつけたり打ち付けるなどして」という各事実をもって、「保護室収容後も暴れ続けていた」と主張する。

しかし、これらの亡アルジュン氏の行動は過剰に締めつけられた戒具の痛みに耐えかねて少しでも戒具の締め付けを緩ませようとしているにすぎず、暴れ続けていたと評価することはできない。

イ 「(イ)」について

被告東京都は、「戒具が緩んで縛り直した事実」をもって、亡アルジュン氏が「暴れ続けた」ことは明らかであると主張する。

しかし、縛り直した事実から「暴れ続けた」事実を根拠づけることはできないから被告東京都の主張は失当である。

ウ 「(ウ)」について

被告東京都は、丙5号証動画5の09:03:30~50にかけて、亡アルジュン氏に標準手錠を装着しようとしたところ、同氏が両手を動かすなどして激しく抵抗したと主張する。しかし、この際の同氏の顔は苦痛に歪んでおり、この直後に同氏が死亡したことから考えても、同氏が命の危険を感じるほどの苦痛を感じていたことは容易に想像でき、そのような苦痛の原因である拘束行為から逃れようとすることは当然の行為であり、これを暴れたと評価することはできない。

よって、アルジュン氏が暴れたために、同法213条1項2号の「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」が認められるから、留置課員の対応に国賠法上の違法は認められないとする被告東京都の主張は失当である。

(3) 亡アルジュン氏は暴れておらず刑事収用施設法213条1項2号に該当しない

以上のとおり、被告東京都が主張している「亡アルジュン氏が暴れた」という事実は認められないから、本件において戒具使用の必要性がなかったことは明らかである。

（4）仮に暴れていたとしても過剰な有形力の行使であり違法である

さらに、仮に戒具使用の必要性が認められる場合においても、その使用態様が過剰な有形力の行使となり相当な範囲を逸脱する場合には、違法となることは当然である。

本件において、甲1号証及び甲7号証で詳細に述べられている通り、本件における亡アルジュン氏の死因は筋挫滅症候群である。これについて、被告東京都は、準備書面(1)・11頁・(2)イにおいて「争う」とするのみで他に何も具体的な主張ができていない。

よって、亡アルジュン氏の死因が筋挫滅症候群であり、それを惹起したのが被告東京都留置課員らの過剰な緊縛行為である以上、本件における戒具使用態様は相当な範囲を明らかに逸脱しているのであって、その違法性は明らかである。

3 被告東京都のその他の主張に対する反論

（1）「（1）告知書の提示状況に関する原告の主張について」について

ア 被告東京都の亡アルジュン氏が留置場の規則を理解していたという主張について

この点に関する原告の主張は、次のとおりである。そもそも亡アルジュン氏が「抵抗した」などと不当に評価され、保護房に連行されて必要以上に緊縛され血液の循環を妨げられて死に至らしめられたことの発端は、「自分が使った布団」は「自分でたたんで布団倉庫に持っていくっていうのが決まり」であるにもかかわらず、亡アルジュン氏がこれに従わず「暴れだした」ことにあるというのが平成29年5月2日に行われた松浦警部の説明以来の被告東京都の一貫した説明であるが、丙3号証には布団を自分で畳んで布団倉庫まで持っていくという規則は記載されていない。よって、亡アルジュン氏には「自分でたたんで布団倉庫に持っていくっていうのが決まり」などという

「きまり」は全く伝わっていないにもかかわらず、そのような「きまり」に亡アルジュン氏が従わずに「反抗」していると思いこんで逆上し、そもそも必要性の認められない過剰な有形力を行使して亡アルジュン氏を必要以上に緊縛して血液の循環を妨げて死に追いやったのが本件の実態である（第1準備書面3頁）というものである。

これに対して、被告東京都は、亡アルジュン氏は留置場の規則を理解していたにもかかわらず、敢えてこれに従わずに暴れた、としている。

そして、被告東京都は、亡アルジュン氏が留置場の規則を理解していたことの根拠として亡アルジュン氏が「告知書提示確認書」（丙4号証）に署名指印していることを挙げる。

しかし、告知書提示確認書（丙4）に亡アルジュン氏が署名指印しているからといって、告知書（丙3号証）の内容を亡アルジュン氏が実際に理解していたと推認することは困難である。丙4号証の記載上、「提示を受けました」となっており、内容まで理解しているかは確認していない。さらに、このような確認書は通常機械的に署名させられるものであって、署名者においてこれに署名をしないことは想定されておらず、亡アルジュン氏がこれに署名していることをもって同氏が告知書を理解していたとするることはできない。

また、そもそも被告東京都が決まりであると主張する「自分でたたんで布団倉庫に持っていくっていうのが決まり」という規則は丙3号証に記載されておらず、亡アルジュン氏はかかる規則を把握していなかった。したがって、亡アルジュン氏が「自分が使った布団」は「自分でたたんで布団倉庫に持っていくっていうのが決まり」であるにもかかわらず、亡アルジュン氏がこれに従わず「暴れだした」という被告東京都の主張はその前提を欠く。

次に、被告東京都は、亡アルジュン氏が「告知書を理解する状態になかったとは考え難い」（準備書面（2）5頁）とし、その理由として①「留置施設

に入場する前にパン2個を完食し」、②「入場の際にも留置施設出入口の扉にしがみつくなどして抵抗していた」とする。

しかし、①パン2個を完食し、②扉にしがみついていると、なぜ亡アルジュン氏が「告知書を理解する状態になかったとは考え難い」ことになるのか、被告東京都の論理は飛躍しており意味不明である。

以上の点より、亡アルジュン氏が、布団は自分でたたんで布団倉庫に持っていくことを含む留置場の規則を問題なく把握していたとする被告東京都の主張は理由がない。

イ 被告東京都が述べる亡アルジュン氏が取るべきであったとする行動について

被告東京都は、亡アルジュン氏が「内容を理解できなければ留置課員に質問すること」ができたはずだとする。しかし、ことの発端は、「自分が使った布団」は「自分でたたんで布団倉庫に持っていくっていうのが決まり」であるにもかかわらず、亡アルジュン氏がこれに従わず「暴れだした」とされる3月14日午前6時半にあるところ、そもそもこの際に、亡アルジュン氏の言語を解する留置課員はいなかつたのであり、被告東京都の主張はその前提を欠くものである。

さらに、原告が繰り返し主張しているように、本件は被告東京都が、亡アルジュン氏が「きまり」に従わずに「反抗」していると思いこんで逆上し、そもそも必要性の認められない過剰な有形力を行使して亡アルジュン氏を必要以上に緊縛して血液の循環を妨げて死に追いやったというのが実態であるが、被告東京都は、自らが「内容を理解できなければ質問する」べきであったと述べるように、過剰な有形力を行使する前に、被告東京都こそ亡アルジュン氏に対して「質問」等の言語的コミュニケーションを図るべきであったのである。

しかし、丙5号証から明らかなどおり、被告東京都は、亡アルジュン氏に

対してそのような言語的コミュニケーションを図ることなく、留置課員をして亡アルジュン氏の背後から頸部に腕を回して首を締め上げ、床に引き倒し、複数人で大声で怒声を浴びせて威嚇するなどしており、被告東京都が不必要に過剰な有形力を行使して亡アルジュン氏を死に至らしめたことは明らかである。

(2) 「(2) 亡アルジュンの言語能力に関する原告の主張について」について

被告東京都は、亡アルジュン氏は約6年にわたり日本で働いていたから日本語を理解できたはずであり、亡アルジュン氏の反抗的行動は日本語の理解力不足によるものとは到底いえず、極めて粗暴な行動であったとし、亡アルジュン氏は留置場の規則を理解する上で日本語の理解能力に問題はなかったとする。

しかし、被告東京都は、自身の準備書面(1)においては、亡アルジュン氏について、「「ア一、ウ一」となどと唸り声を発するなど」、「身振り手振りで寝具の搬送要領を説明したが理解を得られず」、「「ウ一」となどと唸って従わなかった」、「意味不明な言葉を発して」など、多数の描写を用いて亡アルジュン氏が日本語を解さない非理性的・反抗的な人物であったと描こうとしていたのである。

原告は、そのような被告東京都の主張を受けて、亡アルジュン氏について、「「ウ一」となどと唸って従わなかった」とか、規則や制止に従わなかったと評価するのは適切ではなく、むしろ亡アルジュン氏は、規則や指示の内容を理解できていなかつたのであるから「抵抗」や「反抗」と評価すること自体が誤りであると主張したものである。

被告東京都は、準備書面(2)において、原告のかかる主張に対して反論を加えたつもりであろうが、かかる反論は結局自身が行った準備書面(1)と矛盾するものとなっており、被告東京都の主張は場当たり的な中身のない主張と言わざるを得ない。

(3) 「(4) 亡アルジュンに対する戒具使用時の状況に関する原告の主張について」について

被告東京都は、本項において、大要、亡アルジュン氏が暴れており、自傷他害のおそれがあったために戒具を使用したとする。

しかし、原告が繰り返し指摘してきたとおり、丙5号証を見ても亡アルジュン氏が暴れている様子を確認することはできない。

確かに、丙5号証からは、亡アルジュン氏が留置場の規則及び留置課員の日本語での指示がよく分からず右往左往している様子は確認できる。しかし、このような状況に対しては言語によるコミュニケーションを図るべきであり、過剰な有形力を行使して制圧するような状況ではない。

本件は、原告が第1準備書面でも述べた通り、留置場の規則や留置課員の日本語の指示が分からぬために右往左往していたにすぎない亡アルジュン氏について、被告東京都が、自分たちの思うように行動しない亡アルジュン氏にいら立ち、懲罰を加える意図で不必要で過剰な有形力を行使し、亡アルジュン氏を死に至らしめたというのが実態である。

その証左として、本件の発端となった丙5号証動画2の06:49:35の時点において留置課員は、亡アルジュン氏を羽交い絞めにして引き倒しながら、「おらあ！ 静かにしろよ、おらあ！ おらあ！ 馬鹿にしてんだろ！ 静かにしろ！」と怒鳴っており、「馬鹿にしてんだろ！」(06:49:41)との発言からも、留置課員は亡アルジュン氏の自傷他害を防止するためなどではなく、苛立ちから懲罰を加えてやろうとの意図で亡アルジュン氏を保護室に連行し、戒具で拘束を加えたことが明らかである。

(4) 結論

よって、本件において亡アルジュン氏が暴れていたという事実は認められず、同法213条1項2号の「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」という要件該当性は認められないから、被告東京都の亡アルジュン氏に対す

る戒具使用行為は違法である。

また、本件戒具の拘束が過剰であったために亡アルジュン氏が筋挫滅症候群によって死亡したことは明らかであるから、被告東京都の戒具使用行為は相当な範囲を逸脱しており、この点からも違法は明らかである。

第3 被告東京都からの求釈明に対する回答

1 国賠法の相互保証

ネパールは1971年に国籍に基づく差別を禁じる人種差別撤廃条約にも加入しており、従前の主張立証によりネパールにおいて日本人による国家賠償請求が禁じられていないことは明らかであるから、この点について、現時点では原告は追加の主張立証は予定していない。

そもそも憲法17条が公務員の不法行為につき「何人も」賠償を求めることができると定め、憲法第3章「国民の権利義務」の章においては、憲法が「国民」と「何人も」とを使い分けていること、憲法前文が国際主義を謳っていること、被害者側に相互保証の立証を課することは過度の負担となることから、国賠法6条の適用にあたっては、国において相互保証の不存在について立証するべきである（大津地判昭和49年5月8日訟月20巻9号49頁、大分地判昭和60年2月20日判時1153号206頁）。

2 相続関係について

アルジュンには原告以外の妻はなく、子どもも存在しない（甲8、甲9）。また、アルジュンは急死したのであり、当然遺言書も存在しない。

したがって、本件当時（2017年3月15日）に有効であったマルキ・アイン第3部16章「遺産相続について」の2条に基づいて、原告がアルジュンの被告らに対する損害賠償請求権を相続により取得したことは明らかである。なお、原告が従前主張していたマルキ・アイン第3部13章は共同財産の分割の規定であるところ、13章18条によれば相続財産は共同財産に含まれない

ことが判明したので、従前の主張を変更し16章2条により、原告がアルジュンの損害賠償請求権を相続により取得したことを主張するものである。

以 上